

申込書、研修料、監督者レポートを所定の期日までに提出しなかった場合の罰則

レポートを所定期日までに提出しなかった場合、締切日と遅れて提出した日付の間の履修単位は失われる。これは研修生の最終プログラム成績評価を受ける資格、または雇用契約期間内の研修修了に影響を与える可能性がある。

研修生が自ら制御できない事情がある場合、研修生は締切日までの提出を妨げた理由を記した文書をもって全国事務所に届け出なくてはならない。

研修プログラムの修了

研修生が研修を修了し、同窓会員資格を授与されるには36単位の研修時間を終了し、最終プログラム成績評価（F P A）に合格しなくてはならない。

研修生は研修が29単位を越えた時点でF P Aを受ける資格を取得し、試験後に残りの単位を得ることができる。この状況の下では、36単位を取得し、学監委員会が残りの単位分の監督者レポートを承認して初めて、同窓会員資格が与えられる。

研修修了期限

フルタイム、パートタイムを問わず、全ての研修生は研修開始日から7年以内に研修を修了しなくてはならない。ここで許される唯一の延長は、延長期間が出産休暇に基づくものである場合のみである。

監督者レポートの作成に関する説明

- 各研修生は、監督者が各研修年ごとに監督者レポートを作成し、期限内に（研修年の最終日までに）提出することを確認する責任があります。
- このレポートはその年の「研修開始申込書／研修継続申込書」に記載されている学習目標と照らし合わせて作成しなければなりません。監督者がこの情報を得ていることを確認してください。
- 研修生はこの書類を発送する前にセクションA～Hに記入することにより、監督者の手助けをすることができます。
- セクションE：「評価ミーティングの実施日」とは、研修生と監督者との間で正式のスケジュールに基づいて行われ、記録が残されているミーティングを言います（これらは3ヶ月ごとに行なうことが推奨されます）。
- 「研修開始申込書／研修継続申込書」に記載されている各学習目標ごとにセクションIへの記入が行われるよう確認してください（これは別々の監督者によって行われる必要があるかもしれません）。
- セクションJ, K, Lは、その年のあなたの主たる監督者——あなたが自分の全体の成績について最も適切に論評できると判断する監督者——によって記入されるべきです。
- あなたの「能力チェックリスト」のマトリックスを更新し、それをレポートに添付して提出してください。
- 監督者とあなたの両方がハードコピー版レポートに署名したことを確認後、これをEメール版と共に、シドニーのAFPHM本部に送付してください。
- 研修を継続中の場合は、「研修継続申込書」も記入済みであることを確認してください。これは未提出の監督者レポートを受領後に処理されます。できれば一緒に送付すべきです。
- あなたの書類は、シドニーの教育担当官（Education Officer）が受領・確認した後、地域委員会に配布され、処理されます。
- 申込書とレポートが承認されると、その旨が書面により通知されます。

The Royal Australasian College of Physicians

Australasian Faculty of Public Health Medicine

監督者レポート

注記	この監督者レポートの用紙は研修生が自分の監督者に提出します。監督者がこの用紙に記入した後、研修生はそれに署名し、それを AFPHM 学部事務局 (Faculty Office) の以下の宛先に送付しなければなりません。 Australasian Faculty of Public Health Medicine The Royal Australasian College of Physicians 145 Macquarie Street SYDNEY NSW 2000 電話: 02 8247 6226 Fax: 02 9252 3526 E メール: afphm@racp.edu.au E メールで送信する場合は、署名済み原本を学部事務局宛に送付する必要があることに注意してください。
A. 研修生	姓 名 電話 ファクス E メール
B. このレポートの網羅する期間	年 月 日から 年 月 日まで このレポートの網羅する期間は: 研修生の上級研修プログラムの 1年目 または 2年目 または 3年目の 一部 / 全部
C. 監督者	姓 名 電話 ファクス E メール 注記: AFPHM に提供されるすべての個人情報 (プライバシー法の定義による) は国民プライバシー原則に従って取り扱われ、それらの原則に従い関係者または第三者によってのみ共有されます。
D. 活動の監督に 関与するその他の 者 (もしあれば) の氏名	姓 名
E. 評価ミーティング	正式の評価ミーティングの実施日
F. 研修生の職位 (例:「伝染病課、 医務官」)	肩書 雇用者/機関
G. 研修生の職位 の一般的な任務及 び責務	研修生の職位について概要を記載してください
H. 研修期間中に 行われた公衆衛 生訓練活動	主な訓練活動分野について説明してください
注記	このレポートの網羅する期間に一つ以上の学習目標が設定されている場合は、この書類の 3 ページと 4 ページのコピーを作成し、追加学習目標の詳細を記入してください。
I. 学習目標	学習目標の詳細を記入してください。

	<p>研修期間中にいかにして学習目標を達成することになっていたかを説明してください。</p> <p>達成した成果を詳しく記入してください。</p> <p>以下の欄において、学習目標に関して特定の公衆衛生医学能力（「上級研修便覧」の第7項「公衆衛生医学の能力分野」参照）の習得レベルを以下の評価尺度を使用して評定してください。</p> <p>1 = 技能または知識を習得していない 2 = 技能および知識をある程度習得している 3 = 技能および知識をよく習得している 4 = 技能および知識を幅広く習得している</p> <p>具体的な公衆衛生医学能力： 習得レベル（いずれかに丸をつけてください）： 1 2 3 4 (以下同じ)</p>
学習目標の全体的評価	
学習目標を直接監督・評価した者	姓 名
J. 研修の概括	<p>研修の段階を考慮に入れ、以下の項に記載されている各要素ごとに別々にコメントしてください</p> <p>研修生は研修申込書に明記された研修計画をどの程度達成しましたか。</p> <p>研修生と監督者とのコンタクトの内容を詳しく説明してください（例：「全体の進捗状況について話し合うために主監督者と週一回ミーティングを行う」、「セクションHに記載した訓練活動を毎日直接監督する」、「月一回の共同の個別指導」等）</p> <p>知識</p> <p>能力</p> <p>同僚およびスタッフとの関係</p> <p>課の活動への貢献</p> <p>口頭および筆記によるプレゼンテーション能力</p> <p>全般的コメント</p> <p>研修期間中の研修生の全体的成績に対する満足度を示してください</p> <p>優秀</p> <p>期待以上</p> <p>よい</p> <p>まあまあ</p> <p>不十分</p> <p>影響する要素（もしあれば）について詳しく説明してください</p> <p>条件（もしあれば）について詳しく説明してください</p> <p>なんらかの是正措置が必要ですか</p> <p>今後の研修のための指示についてコメントしてください。</p>
K. 認定月数／単位数の要約	<p>この報告期間に取得された月数／単位数</p> <p>12単位 9単位 6単位 3単位</p> <p>その他 何単位取得したか明記してください</p> <p>注：</p> <p>12単位=100%のフルタイム研修量を12ヶ月で修了</p> <p>9単位=75%の研修量を12ヶ月で修了、または9ヶ月のフルタイム研修</p> <p>6単位=50%の研修量を12ヶ月で修了、または6ヶ月のフルタイム研修</p> <p>その他= %訓練量×月数</p>

L. 監督者と研修生の署名	監督者 AFPHM に提出されるすべての個人情報（プライバシー法により定義） は国民プライバシー原則に従って取り扱われ、それらの原則に従って関係者または第三者によってのみ共有される。研修生は、この書類に記入し、署名することにより、AFPHM が、当学部の登録上級研修生としての研修を行い、評価を与えるために必要に応じて個人情報を提供することに対して同意する。	日付 日付
M. 地域委員会のコメントと署名	コメント 地域委員会代表者の氏名 署名	日付

地域学監

各州及び準州には地域学監として行動するオーストラレーシア公衆衛生医学部（A F P H M）上級同窓会員がいる。地域学監の役割は以下の通りである。

- ・研修生及び研修候補生に州内における研修機会について助言すること
- ・監督者とメンター（指導員）の選択について研修生と話し合うこと
- ・全ての申込書と監督者レポートを検閲し、それを地域委員会に提出すること
- ・適当な場合、研修生の矯正を支援すること
- ・全国学監委員会の会合に出席すること
- ・研修事項についての情報を地域委員会に常に伝えること

監督者

A F P H M研修申込者は最初に地域学監と相談し、研修初年度の適切な一人または複数の監督者の任命について話し合うべきとする。監督者は研修生の就業場所で研修生の活動の全てまたは一部を監督する直接的な責任がある人物でなくてはならない。したがって、各研修年において、研修生には全ての研修活動を監督する一名の監督者または研修プログラムの特定の部分をそれぞれ監督する複数の監督者がつく可能性がある。

まず第一に、当学部の同窓会員である監督者を選択するよう努めるべきである。しかしながら、これは必ずしも常に可能ではないため、研修監督者は医師でない公衆衛生専門家、他の医療分野の専門医、もしくは公衆衛生分野（健康経済学、生物統計学、保健医療評価など）の研究者または科学者である場合もある。選択された監督者が当学部の同窓会員でない場合、学監委員会は共同監督者として当学部の同窓会員が選択されるよう推奨し、その場合、地域学監は共同監督の取り決めについて申込者及び研修生に助言を与えるものである。

監督者が選択され次第、申込者は監督者と調整して学習計画を立てなくてはならない。複数の監督者が関与する場合、申込者は特定の学習計画についてそれぞれの監督者と交渉しなくてはならない。申込者の研修が認められた場合、監督者は次に、研修生がその学習計画に定められた学習目標を達成し、公衆衛生医学能力を修得できるように業務と担当を研修生に割り当てることが求められる。

監督者は研修生の業務成績を定期的に点検し、研修生がその学習計画で目標としている公

衆衛生能力の修得を円滑化するよう研修生に建設的なフィードバックを提供することが求められる。研修生は少なくとも2週間に一度、監督者と面談することが推奨される。研修生はまた、少なくとも年に4回、より詳しいフィードバックを受けるため、より長時間の評価ミーティングの開催を確保すべきである。研修生はこれらのミーティングの記録を取るべきであり、その日付は監督者の年次レポートに記録されるべきである。

監督者は研修年末に監督者レポートを作成することによって研修期間全体にわたって研修生の業務成績を正式に評価するよう求められる。研修生は責任を持って、監督者がレポートを作成することを確保するものとする。

メンター

上級研修申込者は自らの地域学監と適切なメンターの選択についても話し合わなくてはならない。監督者は研修の特定期間にわたって研修生の業務成績を評価するが、メンターは研修生を評価する役割は持たず、むしろ研修プログラムの全体的な計画について研修生に助言を提供する。

理想的なメンターは、申込者のこれまでの経験とその職歴上の希望を既によく知っており、研修プログラムの内容と計画について研修生に助言する際、そのことを考慮に入れることのできる人物である。メンターは申込者の仕事と経験についてよく知っており、申込者のアドバイザー及び役割モデルとなり得る当学部の同窓会員であるべきである。

毎年、新しい申込者と研修生は、研修プログラムの全体的な計画が公衆衛生医学能力の修得を促進する一連の経験を確実に提供するものとなるよう記入した申込書の内容についてメンターと話し合うことが求められている。メンターは研修生のプログラム計画の承認を示すものとして、それぞれの申込書に署名するよう求められている。メンターが研修の進行状態を把握していることを確保するため、研修生はまた、メンターに監督者レポートの写しを提出すべきである。

研修生が研修またはその評価、もしくはその両者に関する問題や困難に直面した時は、まず第一にメンターに相談すべきである。そのような場合、メンターは助言を提供するか、地域学監に案件を付託することができる。

地域委員会

地域委員会はその州に基盤を置く当学部のあらゆる活動を監督しているが、研修プログラ

ムに関しては以下のように特定の責任がある。

- ・提案されている個人の研修プログラムの開発を以下によって見直し、支援すること
- 1. 地元の申込者及び研修生から受け取った上級研修開始申込書、上級研修継続申込書、監督者レポートの受諾その他の勧奨
- 2. 個々の研修生の研修プログラムの多様性についての助言提供とその円滑化
 - ・適切な監督者及びメンターの選択について研修生を支援すること
 - ・科学会議のような地域における研修及び学習の機会を設け、そのような活動を地元の研修生及び同窓会員に宣伝し、参加を積極的に奨励すること
 - ・王立オーストラレーシア内科医大学校（R A C P）年次科学会議で設けられる「研修生発表会」に参加する地元研修生を毎年選定すること
 - ・最終プログラム成績評価を受ける受験者について、その装丁本を点検し、口頭試験演習を手配することによってその準備を支援すること

参考資料 5

研修を行う場所

当学部では認証研修職務を提供しておらず、むしろ提案された研修プログラムを予め認証する。申込者は独自に公衆衛生医学の就業場所を確保した後に、そこで研修プログラムを実行することを当学部に申し込むべきである。提出された研修計画が地域委員会によって適切なものと判断されたならば、学監委員会がその研修プログラムを認証する。

A F P H M の上級研修生が現在働いている職のいくつかを列挙した添付文書を参照してもらいたい。

研修職務

A F P H M - 研修職務

オーストラリア首都圏

オーストラリア首都圏保健局

伝染病管理

オーストラリア食品ネットワーク（AusfoodNet）疫学担当官

オーストラリア軍

保健衛生部

オーストラリア国立大学

国立疫学・人口センター

研究員

国防省

臨床政策総局

医務担当官

オーストラリア首都圏保健局

健康保護局

公衆衛生病院医

オーストラリア首都圏保健局

臨床統治病院医

国防省保健衛生部

オーストラリア国防人間研究倫理委員会

保健プロジェクト

ニューサウスウェールズ州

ジョージ国際保健研究所

研究員

ニューサウスウェールズ州保健局

伝染病部

疫学医

ニューサウスウェールズ州保健局

公衆衛生研修開発部

公衆衛生研修官

ウェストミード小児病院

地域小児衛生

上級研修病院医

住民健康・計画イラワラ管区

住民健康課コンサルタント

中央シドニー公衆衛生課

ニューサウスウェールズ公衆衛生官研修プログラム

ニューサウスウェールズ州保健局

疫学研究センター

健康調査プログラム

公衆衛生研修官

ニューサウスウェールズ州ワークカバー

上級プロジェクト担当官

ニューサウスウェールズ大学

疫学講師

国防省

発症対応連隊

上級医務官

ニューサウスウェールズ州保健局
環境衛生部
上級政策アナリスト

ニューサウスウェールズ州保健局
大気品質
上級政策アナリスト

中央シドニー地区保健医療局
住民健康部
公衆衛生研修生

リバプール保健医療局
地域小児医

リバプール保健医療局
がん結果研究評価協力
プロジェクト担当官

中央シドニー公衆衛生課
医務官

北部特別地区
保健・地域サービス局
主任保健担当官助手

チャーチルズ・ダーウィン大学
北部特別地区一般医療教育
一般医療公衆衛生病院医

チャールズ・ダーウィン大学
北部特別地区一般医療教育
アボリジニー・公衆衛生教育コーディネーター
医学教員

王立ダーウィン病院
アルコールその他薬物科
公衆衛生病院医

疾病管理・環境衛生センター
疫学病院医

王立ダーウィン病院
僻地医療
地区医務官

ダニラディウバ医療局
医務官兼学術病院医

王立ダーウィン病院
疾病管理科
公衆衛生医務官

オーストラリア国立大学
疫学住民健康ダーウィン国立センター
応用疫学修士号研究員（疫学病院医）

保健・地域サービス局
疾病管理センター
公衆衛生医務官

保健・地域サービス局

疾病管理センター

結核医務官

保健・地域サービス局

疾病管理センター

性保健・血液媒介ウイルス課

医務官

クイーンズランド州

軍人・退役軍人保健センター

研究コーディネーター

クイーンズランド州保健局

ブリズベン性保健・エイズ局

公衆衛生病院医

タウンズビル・アボリジニー・島民保健局

医務官兼公衆衛生プログラム・コーディネーター

プリンセス・アレクサンドラ病院

上級医務官

一般医療タウンズビル管区

公衆衛生医学病院医

クイーンズランド州保健局

アルコール・たばこその他薬物課

クイーンズランド州保健局

熱帶公衆衛生課

伝染病管理

公衆衛生医務官

クイーンズランド州保健局

ブリズベン北部公衆衛生課

医務官

タウンズビル・アボリジニー・島民保健局

医学部長

サウスオーストラリア州

サウスオーストラリア州保健局

環境衛生部

環境衛生・伝染病担当医務官

サウスオーストラリア州ヌンクワリン・ユンチ

医務官

サウスオーストラリア州がん審議会

研究開発

グループ・エグゼクティブ

タスマニア州

保健・人間サービス局

環境衛生

医務官

保健・人間サービス局

住民健康

医務官

ビクトリア州

ターニングポイント・アルコール薬物センター

医務官兼研究員

マクファーランド・バーネット医学研究公衆衛生研究所

応用疫学修士号（MAE）研究者

王立小児病院

小児部

マードック小児研究所大学

研究学者

ビクトリア州人間サービス局

公衆衛生部門

伝染病課

一般サーベイランス管理

医務官

ビクトリア州人間サービス局

小児保健政策顧問

人間サービス局

公衆衛生研修生

ビクトリア州人間サービス局
伝染病課

医務官

王立小児病院
地域小児保健センター
小児科医兼上級研究員

メルボルン大学
小児研究所・住民健康学部
マードック・ワクチン免疫法研究グループ
研究員

ウエスタンオーストラリア州
保健局
住民健康課
公衆衛生医学病院医

キンバリー住民健康課
公衆衛生医務官

ウエスタンオーストラリア大学
住民健康学部
上級研究員

ニンディリンガリ文化保健医療局
保健医療部長

参考資料 6

研修期間

柔軟な研修プログラムを処理する管理上の便宜を図るため、研修時間は「単位」として与えられる。1単位はフルタイム相当研修の1暦月分に相当する。必要取得単位は36単位である。パートタイムの選択肢や休暇規定についての情報は特別事情の項に含まれる。

研修に関する特例

パートタイム研修

研修中の臨床または実験作業

同時専門研修

海外研修

博士号研究のための履修単位

休暇取得資格

延長

監督または学習計画の変更

研修の取りやめ

特別事情の節はPDF版でダウンロードできる。

パートタイム研修

研修生はフルタイム相当時間の0.5を下回らないパートタイム制で研修を行うこともできる。その取得単位はこの割合を用いて計算される。

研修中の臨床または実験作業

一部の研修職務は一定数の臨床、実験またはその両方の作業を求める場合があると当学部では承知している。これは毎週必要な場合もあれば、短期間のフルタイムの作業から構成されている場合（例えば、調査研究イニシアチブの一環として）もある。この作業はその性質上、研修生の公衆衛生業務に関連していると地域学監が判断するものでなくてはならない。上級研修期間における臨床、実験、またはその両方の作業は以下のよう構成を取ることが

できる。

- a. 3年間の研修期間中、各労働週の1/3以下（臨床、実験、またはその両方の作業がこの限度を超える場合、公衆衛生研修はパートタイム制で行われたものと見なされ、その比率は地域学監の裁量によって決定される）または
- b. 特別のプロジェクトまたは調査研究イニシアチブのため、労働週の1/3超を一定期間。このような場合、週当たりの臨床、実験、またはその両方の作業が1/3を上回ることが許される最大期間は1ヶ月。

3年間の研修期間中、臨床、実験、またはその両方の作業は合計12ヶ月を上回ってはならない。

臨床または実験作業を研修プログラムに含むことを希望している申込者及び研修生は、申込書にその経験の詳細を示し、予め該当する地域委員会の認証を得なくてはならない。

同時専門研修

以下の場合、他の専門医療分野との同時研修が認められる。

- ・地域委員会に許容できる研修計画が提出され、承認を受け、
- ・時間配分を決定し、研修計画を確認するため、地域委員会がもう一方の研修プログラムに連絡を取ることを研修生が認め、
- ・A F P H Mプログラム用の全ての報告及び成績評価要件が満たされている場合。

海外研修

A F P H M研修プログラムは海外に拠点を置く承認された職務における最大12単位の研修を含むことができる。海外に拠点を置く職務における研修期間を含むことを希望する申込者及び研修生はその申込書に詳細を示し、予め該当する地域委員会から研修計画の承認を得なくてはならない。

そこには公衆衛生における幅広い経験を有する承認された現場監督者が存在する必要があり、A F P H M監督者は3ヶ月おきに電話会議で研修を点検しなくてはならない。地域委員会は海外に拠点を置く研修生に追加レポートを請求する場合がある。

研修生は全て、オーストラリアの公衆衛生事情について確実に熟知するよう、オーストラリアに拠点を置く関連する職務において最低2年間（24単位）、監督を受けながら研修を行う必要がある。

12単位取得後も海外に滞在することを決定した研修生は延長を申請しなくてはならない。

博士号研究のための履修単位

研修生はその研修プログラムに最大12ヶ月間の博士号関連活動を含むことができる。地域委員会は当該博士号のA F P H M能力分野との関連性を評価することによって、予めその研修プランを承認しなくてはならない。

あらゆる標準的な申込み及び成績評価の手続きが適用される。

休暇取得資格

研修生は研修に影響しない休暇を1年に6週間取ることができる。これを上回る期間は予め書面による延長申請及び延長料の支払いを必要とする（研修料の項参照）。

学監委員会は、出産休暇、長期疾病休暇、兵役の場合、料金を免除する場合がある。その他の事情も考慮される場合がある。申請は書面で学監委員会宛に送るべきとする。

延長

研修生は1回につき最大1年間の上級研修期間の延長を学部に書面で申請することができる。延べ2年までの延長期間が認められる。研修の最長期間は延長を含めて7年である点に留意しておくことが重要である。延長申請には全て延長料を含まなくてはならない（研修料の項参照）。

延長期間後に研修生が最新の申込書に概説されているのと全く同じ研修計画に戻る場合には新しい申込書を出す必要はない。ただし、レポートの提出日については再交渉する必要が生じよう。

延長の結果、研修プログラムが変更になった場合、新たな研修継続申込書が必要になる。

監督または学習計画の変更

研修生の監督者またはメンターがもはやその役割を演じることができなくなった場合には、研修生はできるだけ速やかに地域学監に連絡し、新しい監督者またはメンターの選択について話し合わなくてはならない。

新しい監督者またはメンターが選ばれた場合、研修生は上級研修開始申込書、その後の何らかの上級研修継続申込書及び提出された何らかの監督者レポートの写しといった研修生

の研修記録の写しを当該人物に提供しなくてはならない。その後、新しい監督者またはメンターは研修生から研修記録の写しの提供を受け、過去、現在またはその両方の学習契約について理解し、監督者またはメンターの役割を果たすことに同意すると記した文書を学部に送付しなくてはならない。

当該研修期間の終了前に研修生の監督者がその役割を辞す場合、当該監督者は自らが監督した研修期間を網羅した監督者レポートを作成しなくてはならない。

新たな監督者が任命された場合、残りの研修期間について2人目の監督者レポートを作成しなくてはならない。どちらの監督者レポートもそれぞれ指定された締切日までに学部事務所に提出されるべきとする。

研修生が自ら制御できない理由によって、学習計画に概説された研修活動を終えることができない場合、研修生は以下のようにすべきである。

- ・事情の変更に鑑み、学習計画を改定することについて監督者及びメンターに相談し、
- ・提案される計画変更の詳細を該当する地域委員会にできるだけ速やかに提出すること

研修の取りやめ

研修生が研修中止の決定を学監委員会に通知してくれるよう求める文書を学部に送った場合、委員会は当該研修生について「正式に研修を取りやめた」ものと見なす。

研修生が監督者レポート、上級研修継続申込書、またはその両方を適切な締切日までに提出せず、その上、学部に状況を緩和する何らの通知をも行わなかった場合、委員会は当該研修生について研修を「休んでいる」ものとみなす。

学部からの督促を受け、当該研修生が監督者レポート、上級研修継続申込書、またはその両方を提出しようと努めた場合、学監委員会は当該案件を検討し、上級研修プログラムの継続を承認する場合がある。締切を過ぎた後の経過時間について遡及的に単位を与えることはない。

研修生が2回の督促を受けた後もなお申込書、レポートまたはその両方を提出しなかった場合、委員会は当該研修生について「非公式に研修を取りやめた」ものと見なす。

再開するには、元研修生は再び正式に上級研修許可を申請しなくてはならない。つまり、新しい上級研修開始申込書を提出し、申込料を払わなくてはならない。委員会が再開を承認した場合、当該研修生は（合計で）3年を超える上級研修を終了するよう求められるか、上級研修プログラムを再開するよう求められる。